

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 3 月 17 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2 件
厚生年金保険関係	2 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600270 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600089 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 50 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日に訂正し、同年 7 月の標準報酬月額を 9 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 50 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 50 年 7 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 50 年 7 月 31 日まで A 社 B 工場に勤務し、同年 8 月 1 日に C 社へ異動したが、厚生年金保険被保険者期間に 1 か月の空白が生じている。継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険被保険者記録及び A 社 B 工場の後継事業所である D 社の回答により、請求者は請求期間において、A 社 B 工場に継続して勤務し、昭和 50 年 7 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、異動日については、D 社が、請求者の A 社 B 工場から C 社への異動（転勤）日は昭和 50 年 8 月 1 日である旨回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者原票の記録から 9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D 社の事業主は、昭和 50 年 7 月について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和 50 年 7 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600288 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600090 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 50 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日に訂正し、同年 7 月の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

昭和 50 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 50 年 7 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A 社 B 工場から C 社へ転勤により異動したが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険被保険者記録及び A 社 B 工場の後継事業所である D 社の回答により、請求者は請求期間において、A 社 B 工場に継続して勤務し、昭和 50 年 7 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、異動日については、D 社が、請求者の A 社 B 工場から C 社への異動（転勤）日は昭和 50 年 8 月 1 日である旨回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者原票の記録から 11 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D 社の事業主は、昭和 50 年 7 月について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和 50 年 7 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。